

お詫びと訂正

問 総務課 人事給与係
☎476-1111 (215・251)

平成30年広報おおさき10月号の「平成29年度大崎町人事行政の運営等の状況」(P. 4)にて公表いたしました、「(3)職員の初任給の状況」に誤りがありました。下記のとおり訂正しお詫びいたします。

(3) 職員の初任給の状況 (平成29年4月1日現在)

【誤】

区 分		初 任 給		
		大 崎 町	鹿 児 島 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	178,200円	178,200円	178,200円
	高 校 卒	158,800円	158,800円	158,800円

【正】

区 分		初 任 給		
		大 崎 町	鹿 児 島 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	178,200円	178,600円	178,200円
	高 校 卒	146,100円	146,500円	146,100円

12月は【鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間】です！

問 税務課 滞納整理係
☎476-1111 (115)

本町では、この月間に合わせて下記の取組みを行います。

- ① 滞納者への催告書の送付
- ② 電話催告
- ③ 滞納者の財産調査(不動産、勤務先への給与調査他)
- ④ 滞納処分(預貯金や給与の差押、不動産の差押、家宅搜索他)

国保税は、国保制度を支える貴重な財源ですので、納期内納付へのご理解・ご協力をお願いします。

●滞納すると

国保税が未納になっており催告書送付による納付にも応じていただけない場合は、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証の発行となります。また、国保税の負担の公平を確保する観点から、財産の差押などの滞納処分を行う場合があります。

●納付が困難な場合は早めにご相談ください。

災害、失業、病気などのやむを得ない事情で国保税を納期限までに納めることができない場合は、お早めに税務課へご相談ください。

なお、毎週月曜日(祝日を除く)は、午後7時まで夜間窓口を開設しておりますので、納付や納税相談などお気軽にご利用ください。

●大崎町の平成29年度の滞納処分の実績

差押え項目	件 数	差押え金額	差押え項目	件 数	差押え金額
預 貯 金	183 件	5, 235, 384円	所 得 税 還 付 金	5 件	79, 892円
給 与	36 件	1, 656, 000円	不 動 産	1 件	22, 564, 200円
生 命 保 険	2 件	734, 287円	そ の 他	14 件	693, 360円

<問合せ・相談先>

税 務 課 滞納整理係 ☎ 476-1111 (内線115・116)

保 健 福 祉 課 国民健康保険係 ☎ 476-1111 (内線134・135)